

脱法ドラッグ

脱法ドラッグの販売使用が大きな社会問題となっています。

脱法ドラッグとは、麻薬や覚せい剤などと異なり、法律で所持や使用、譲渡等が禁止されていない薬物のことです。法の規制をすり抜けた薬物という意味から「脱法」ドラッグと呼ばれています。一般的に多幸福感、快感等を高めると称して、販売されています。口から摂取するタイプや鼻腔から吸入するタイプなどがあります。

1. 脱法ドラッグの販売状況

厚生労働省の2012年3月のまとめによると、全国の脱法ドラッグの販売業者は、29都道府県で389業者に上り、急速に増加しています。

販売手段は、自動販売機・インターネット・アダルトショップ・宅配などさまざまです。

- (1) 脱法ハーブ～乾燥させた植物片に幻覚や興奮作用のある薬物を混ぜたもので、「お香」と称して販売されています。
- (2) 液体状のアロマ、粉末状のパウダー～芳香剤や香料、入浴剤を装って販売されています。
- (3) 東京都の調査では、「芳香剤や香料、入浴剤」を装ったものの中に、大麻だけでなく麻薬や覚せい剤に似た薬物を混ぜた商品も発見されています。

2. 脱法ドラッグの体内摂取方法

- (1) 直接飲み込む
- (2) たばこに混ぜて吸い込む

3. 脱法ドラッグはなぜ危険か

- (1) 脱法ドラッグは、麻薬や覚せい剤に類似した成分を含むため、麻薬や覚せい剤のように依存性や意識障害など、心身に強いダメージを与える可能性があります。ドラッグの使用により、錯乱状態で他人に危害を加えたり、乱用により急性中毒死することもあります。
- (2) 脱法ドラッグの使用をきっかけに、覚せい剤使用にまで進展していく危険性が考えられます。
- (3) 脱法ドラッグは、覚せい剤や麻薬に指定されていないため安心であるという誤解があります。反復使用することで中毒症状に陥る危険性もあります。

4. 脱法ドラッグの症状

- ・意識障害・幻覚・嘔吐・けいれん・呼吸困難
- ・重症になると死に至ることもあります

薬物の乱用は使用者、特に若者の人生を大きく狂わせます。最近では、睡眠薬や麻酔薬を医薬品本来の目的から逸脱して使用し、依存症になるケースが多くなっています。また、10代のうちから度を越した飲酒や喫煙をする若者も多く、それが薬物乱用の大きな下地となっています。